

平成 21 年 6 月 12 日

各 位

会 社 名 シグマ・ゲイン株式会社
代表者名 代表取締役社長 中村 沢司
問合せ先 総務部長 星野 史也
(TEL . 03 - 5521 - 2660)

株主様宛書類発送完了に関するお知らせ

平成 21 年 5 月 29 日付「株主様宛書類送付に関するお知らせ」にてご案内いたしましたとおり、「株式残高通知書」と共に本リリース別紙の「上場廃止後の当社株式の取扱いについて」と題する書面を本日発送いたしましたので、ご連絡申し上げます。

なお、株主様におかれましては、「株式残高通知書」によりご自身が所有されております株式数をご確認いただけますと共に、「上場廃止後の当社株式の取扱いについて」と題する書面により上場廃止後の当社株式の取扱いの概要についてお知りいただくことができます。

以 上

平成 21 年 6 月 12 日

株 主 各 位

上場廃止後の当社株式の取扱いについて

シグマ・ゲイン株式会社
代表取締役社長 中村 沢司

謹啓

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度は、上場廃止により株主の皆様にご不便をおかけし、役職員一同深くお詫び申し上げます。上場廃止後の当社株式の取扱いについて、以下のとおり、ご案内させていただきます。

1.株主様の株式の確認について

株券電子化施行により株券が無効となり、株主様の当社株式の確認手段としては株券でなく、証券会社の口座残高を確認することにより、ご自身の株式数を把握することができておりました。しかしながら、その後、当社株式は平成 21 年 4 月 10 日に上場廃止になったため、証券保管振替機構による当社株式の取扱いが廃止となり、ひいては各証券会社での当社株式の取扱いも廃止されることとなったことにより、株主様がご利用する証券会社の証券口座において、当社株式を確認することができなくなっております。

現在、株主様の株式につきましては、当社の株主名簿管理人である住友信託銀行において管理しており、今回、株主様にご自身の株式をご確認頂くため、「株式残高通知書」を同封いたしておりますので、ご確認頂けますよう宜しくお願い申し上げます。なお、「株式残高通知書」の内容におきまして、ご不明な点がございました場合には、後記記載の株主名簿管理人にお問い合わせ頂きますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

2.上場廃止後の株式の譲渡について

上場廃止後におきましては、市場取引ができなくなりましたため、株主様が株式を譲渡する場合には、相対売買になります。

売買契約の締結

譲渡人株主様と譲受人様との間で協議し、売買価格等の取引条件を決定して頂き、売買契約を結んで頂きます。

上記売買の際に、譲受人様より株主であることの証明を出して欲しい、との申し入れがありました場合には、

後記記載の株主名簿管理人にお問い合わせいただければ、同管理人より株式残高証明書を譲渡人株主様に提出させていただきます。なお、「株式残高証明書」の発行期間は、株主様からの申し出より1ヵ月ほどのお時間がかかりますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

名義書換手続

上記の売買契約成立後、後記記載の株主名簿管理人にご連絡頂き、名義書換手続書類を取り寄せていただきます。この際、譲渡人と譲受人の連名で書類をお出し頂くことになります。また、譲渡人におかれましては、提出書類には実印で押捺頂き、印鑑証明書を添付して頂くことになります。

3.株主還元について

当社では株主様への還元が重要な経営方針の一つとなっておりますが、現時点では自社株買い又は剰余金の配当等の株主還元策の具体的な方針は決定しておりません。

去る、平成21年2月25日開催の第62期定時株主総会後の株主懇談会でご説明申し上げました通り、平成22年11月期において、通期の黒字化、そしてそれを前提としての配当等の株主還元の実行を目標にしております。

仮に、当該株主還元の目標時期よりも前に、当社が自社株買い又は剰余金の配当を実施することを決定した場合には、株主様にその旨、ホームページ及び株主名簿に記載されている株主様宛に郵送にてご通知いたします。

4.単元未満株の取扱について

単元未満株式については、上場廃止前と同様に、株主様からお申し出があれば、買取りさせていただくことが可能でございます。ご希望の株主様は、後記記載の株主名簿管理人にお問い合わせ頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

5.その他の各種お届け

住所又は氏名の変更等は、上場廃止後も、引き続き株主名簿管理人にお届け頂くことになりますので、後記記載の株主名簿管理人にお問い合わせの上、お手続き頂くことになります。

6.上場廃止後の開示について

上場廃止により、大阪証券取引所への適時開示ができなくなりましたが、半期報告書及び有価証券報告書の提出義務は存続しており、法令上の開示を引き続き行ってまいりますと共に、株主の皆様には株主総会の招集通知を今後も送付させていただくことになります。

以上、書中にて大変失礼とは存じますが、何卒ご高配の程宜しくお願い申し上げます。

謹白

< 当社株式に関するお問い合わせ、請求、各種届出窓口 >

〒183-8701

東京都府中市日綱町 1 番 10

住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-176-417 (受付時間 土・日・祝祭日を除く 9 時 ~ 17 時)